

# 大崎電気工業株式会社定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、大崎電気工業株式会社と称し、英文では Osaki Electric Co., Ltd. と称する。

### (目 的)

第2条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 電気機械器具、装置等の製造、販売及び修理
2. 通信機械器具、装置等の製造、販売及び修理
3. 一般機械器具、装置等の製造、販売及び修理
4. 前各号に関連する機械器具設置工事、電気工事及び通信工事
5. 防雷施設等土木建築工事の設計、施工及び監理
6. 不動産の賃貸及び管理
7. 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

### (公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は1億株とする。

### (自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### (株主名簿管理人及び事務取扱場所)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

#### (株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるものほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

#### (基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

### 第3章 株 主 総 会

#### (招 集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

#### (招集者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、会長が招集し、その議長となる。

② 会長を定めないとき及び会長に事故があるときは、社長が招集し、議長となり、社長にもまた事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

#### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使

することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

### (定 員)

第18条 取締役の員数は、10名以内とする。

### (選 任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### (任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- ② 増員によって、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議によって、当会社を代表し業務を執行する代表取締役として、社長1名を選定する。

- ② 会長を定めたときは、会長もまた代表取締役とする。なお、必要に応じて、他に代表取締役を選定することができる。
- ③ 取締役会は、その決議によって、必要に応じて会長、副社長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### (報酬等)

第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (取締役会の招集者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

### (取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行

う。

#### (取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### (取締役の責任免除)

第27条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

#### (監査役及び監査役会の設置)

第28条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

#### (定 員)

第29条 監査役の員数は、4名以内とする。

#### (選 任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

#### (常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

#### (報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役会の招集通知)

第34条 監査役会招集の通知は、各監査役に対して、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

#### (監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### (監査役の責任免除)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

#### (会計監査人の設置)

第37条 当会社は会計監査人を置く。

#### (選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### (任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### (報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

#### (事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (期末配当金)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

#### (中間配当金)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

**(期末配当金等の除斥期間)**

第44条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。